

公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての 基本的考え方（案）

公共用水域における常時監視は、測定開始以来、環境基準項目等の追加や類型指定水域の拡大等により測定対象項目や地点の追加等が行われる一方、効率的・効果的な測定の必要性から、効率化と重点化を適宜行ってきたところである。

しかしながら、排水規制の強化や下水道の整備、産業構造や土地利用の変化などにより、河川の水質改善が進むとともに、一部の河川では水量が大きく減少するなどの変化が生じており、また、水質に係る化学物質の環境リスク評価の進展に伴い、近年においても環境基準項目等の追加が相次いでいる。

公共用水域における常時監視は、河川や海域の水環境の状況を把握し、水質管理に係る行政施策の企画立案の基礎資料を得るため計画的に実施する必要がある、限られた行政資源を有効に活用し、適正な水質常時監視を今後も継続していくことは必須である。

このため、これらを踏まえた更なる効率化及び重点化の検討に当たっての基本的な考え方を以下に示す。

<基本的な考え方>

国の事務処理基準等の内容、並びに、府域の水質等の状況を踏まえた測定の効率化及び重点化を行い、適正かつ効率的な水質常時監視を今後も継続して実施する。なお、従前のとおり、水質等の悪化が確認された場合は重点化を行う。

この考え方に基づいて、具体的には以下のとおり効率化及び重点化を行うものとする。

【測定項目毎の測定頻度について】

○効率化及び重点化のフローに基づき水質測定項目毎の測定頻度については、次の2段階で効率化を行うとともに、水質の悪化が確認された場合は重点化を行う。

①測定項目の区分や測定結果の評価方法等に基づき、年平均値で評価する環境基準項目及び要監視項目について、水質測定計画における標準的な測定回数（計画規定回数）の見直しを行う。

②従来から実施してきた各測定地点の測定データに基づく効率化及び重点化について、生活環境項目を新たに対象にするとともに、効率化及び重点化の判断のための測定期間を少なくとも過去5年間に設定する。

○底質に係る測定頻度については、2～3年毎のローリング方式への移行と合わせ、水質や底質の悪化が確認された場合は重点化を行う。

【測定地点について】

○測定地点（環境基準点、準基準点）の位置づけを再確認するとともに、河川の水量・水質の状況を踏まえ、必要に応じ、地点の変更や下流側の地点への集約化を図る。なお、水域を代表するような主要な地点における測定は継続して実施する。